



平成 23 年 2 月 4 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
壽松木 康晴  
(JASDAQ・コード番号: 8893)  
問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ経営企画部長  
佐藤 啓明  
(TEL. (03) 5962-0775)

## 「継続企業の前提に関する注記」の記載解消に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算短信において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を下記のとおり解消することとなりましたので、お知らせいたします。

### 記

当社グループは、前連結会計年度において当期純損失 24 億 10 百万円を計上しており、当第 2 四半期連結累計期間において四半期純損失 36 億 78 百万円を計上し、当該期間末における純資産は 32 億 64 百万円のマイナスとなり、債務超過となっております。これらの状況により、当第 2 四半期連結会計期間末まで継続企業の前提に関する注記をしておりました。

当社は、当該状況を解消すべく、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」所定の特定認証紛争解決手続(以下「事業再生 ADR 手続」といいます。)を進めてまいりました。

当社は、事業再生 ADR 手続の中で、全対象債権者の皆様と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会(事業再生 ADR 手続の手続実施者)より、調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提とした事業再生計画案を策定し、手続・協議を進めてまいりました結果、平成 22 年 11 月 25 日開催の第 3 回債権者会議において、当社の債務の一部免除及び債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)等の金融支援を含む事業再生計画(以下「本事業再生計画」といいます。)について、全対象債権者の皆様の同意をいただき、事業再生 ADR 手続が成立いたしました。

当社は、本事業再生計画における金融支援及び資本増強策として、平成 22 年 12 月 21 日付で主要取引金融機関から 28 億 28 百万円の債務免除を受け、平成 22 年 12 月 22 日付で 5 億 99 百万円の債務の株式化を実行するとともに、平成 22 年 12 月 22 日付で当社相談役村上三郎及び投資家 17 名を引受先とする新株式の発行(譲渡制限種類株式・普通株式)により、総額 11 億 10 百万円の資本増強を実施いたしました。これにより、当第 3 四半期連結会計期間において、債務超過の解消による財務基盤の健全化、今後の当社の住宅分譲事業における物件取得資金等の調達及び資金繰りの改善を実現できたものと判断しております。また、当社グループは、業績の改善を図るべく、今後も、事業の選択と集中、マンション買取再販事業の強化、組織の合理化とコスト削減に継続して取り組むとともに、事業収益の積み上げによる財務基盤の安定化及び強化に努め、本事業再生計画を確実に遂行してまいります。

当社グループは、当第 3 四半期連結累計期間においても四半期純損失 12 億 86 百万円を計上しており、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在しているものと認識しておりますが、当該状況を解消するための具体的な対応策の実施により、当第 3 四半期連結会計期間末において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しており、継続企業の前提に関する注記の記載を解消するものであります。

以 上